

4月1日から

公共料金等の消費税率が改定

4月1日から現行の消費税率(消費税等相当額)が8パーセント(消費税6.3パーセント、地方消費税1.7パーセント)に引き上げられます。また、今回の引き上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁等を確保するため消費税転嫁対策特別措置法により措置が設けられます。

町では、今回の消費税率引き上げにより公共施設の使用料や水道料金をはじめとする使用料にかかる消費税額が変更となります。

①上・下水道料金

水道料金については、毎月の定例日にメーターの検針を行い、その水量により水道料金を決定し、翌月に口座振替等により徴収を行っています。また、下水道料金については、下水道使用者の水道の使用水量に使用料140円/m³(税抜き)を乗じた額を水道料金と併せて徴収を行っています。今回の消費税率の引き上げにより、上下水道料金は下記のとおりとなります。

*** 上・下水道料金 ***

- 4月分(4月25日請求分)の水道料金および下水道料金に5パーセントの消費税等相当額が加算されます。
- 5月分(5月26日請求分)の水道料金および下水道料金に5パーセントの消費税等相当額が加算されます。
- 6月分(6月25日請求分)以降の水道料金および下水道料金には8パーセントの消費税等相当額が加算されます。

●問い合わせ 詳しい内容については、役場上下水道課まで

②ごみ袋手数料等

ごみ袋については、宮若市外二町じん芥処理施設組合の協議により、現状のままの据え置きとなります。販売店での価格については、下記のとおりとなります。

なお、し尿収集運搬料金については、3月31日までに収集したものについては5パーセントの消費税等相当額が加算され、4月からの収集については、8パーセントの消費等相当額が加算されます。みなさんのご理解とご協力をお願いします。

◆手数料金

平成26年4月1日改定(単位:円)

区 分	税抜き料金	税込料金	
指定ごみ袋 (10枚)	可燃物・不燃物(大)	778	840
	可燃物・不燃物(小)	632	682
証紙(5枚)	389	420	
特定家庭用機器廃棄物	1,459	1,575	



◆し尿収集運搬料金(税抜き)

平成26年4月1日改定(単位:円)

区 分	内 容
一般家庭	月1回1人当たり420円 月2回を常例とするものは36Lにつき375円
無臭トイレ	1槽につき300円を加算
その他	36Lにつき375円。ただし、1回のくみ取り量が大口で720Lを超える量に対しては36Lにつき320円

●問い合わせ 詳しい内容については、役場農政環境課まで

③町営葬斎場使用料

斎場使用料は、4月1日以降の利用については、8パーセントの消費税等相当額が加算され、下記のとおりとなります。

◆斎場使用料(税込み)

平成26年4月1日改定(単位:円)

区 分	使用料金	
第一斎場	通夜1夜につき	32,400
	葬儀につき	32,400
第二斎場	通夜1夜につき	64,800
	葬儀につき	64,800
初七日(和室1室)	3,240	

●問い合わせ 詳しい内容については、役場農政環境課まで

④ 鞍手駅駐車場整理料

鞍手駅関連施設の駐車場の整理料は、4月1日以降の利用については、8パーセントの消費税等相当額が加算され、下記のとおりとなります。

◆駐車場整理料（税込み） 平成26年4月1日改定（単位：円）

区 分		使用料金
整理料	1日当たり	324
	月額当たり	4,320

●問い合わせ 詳しい内容については、役場総務課庶務管財班まで

⑤ 鞍手町都市公園（大谷自然公園使用料）

大谷自然公園使用料は、4月1日以降の利用については、8パーセントの消費税等相当額が加算され、下記のとおりとなります。

◆大谷自然公園使用料（税込み） 平成26年4月1日改定（単位：円）

施設名		使用料	冷暖房使用料	
大谷自然公園	バンガロー	1棟1泊	2,160	—
		1棟1日	1,080	—
	研修棟	1時間当たり	270	129

●問い合わせ 詳しい内容については、役場建設課まで



●注意事項 ①大谷自然公園の予約は使用する3か月前から予約が可能

⑥ 鞍手町体育施設・中央公民館使用料

◆体育施設使用料（税込み） 平成26年4月1日改定（単位：円）

施設名	使用料		照明料	
	町内	町外		
浮洲公園野球場	540	1,080	—	
町立武道館	324	648	324	
町立弓道場	108	216	54	
町立野球場	1,080	2,160	—	
町民グラウンド	無料	540	540	
町立テニスコート	432	648	378	
町立体育館	アリーナ 1/3 面	324	648	540
	ソフトバレーボール1面	108	216	540
	バドミントン1面	108	216	540
	卓球台1台	108	216	540

◆中央公民館使用料（税込み） 平成26年4月1日改定（単位：円）

施設名	使用料		冷暖房		
	町内	町外			
中央公民館	1階	研修室4	432	864	216
		母と子の図書室	216	432	108
		研修室5（和室1）	432	864	216
		研修室5（和室2）	432	864	216
		茶室	324	648	162
		調理室	324	648	162
		調理台（1台）	108	216	—
	2階	研修室1	1,350	2,700	675
研修室2		432	864	216	
研修室3		324	648	162	
視聴覚室		432	864	216	

●注意事項

- ①4月1日以降の利用に伴う使用料で3月31日までに支払可能な使用料については、5パーセントの消費税等相当額が加算されます。なお、3月31日までに4月以降の予約をしている分で、支払いを4月1日以降行う場合は8パーセントの消費税等相当額が加算されますので、ご注意ください。
- ②テニスコートについては、チケット販売となっています。3月31日までに購入した場合で、4月1日以降にテニスコートを使用する場合は、5パーセントの消費税等相当額の適用となりますので、そのまま使用が可能です。
- ③インターネットでの施設予約は通常通りです。中央公民館は3か月前から、体育施設は1か月前から予約が可能です。料金については、3月31日までに予約をした場合は旧の料金体系で計算を行いますのでご注意ください。
- ④3月31日（月）は終日、システム改修作業のためインターネットからの予約が出来ませんのでご了承ください。

●問い合わせ 詳しい内容については、教育課社会教育班まで

*** 支払いの例 ***

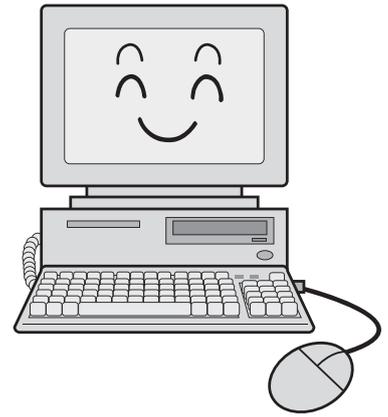
- ①町立体育館を4月10日に使用したい場合、3月10日からインターネット、窓口で予約が可能となります。
- ②中央公民館窓口で支払いを行う場合、3月31日までに支払いをした場合は5パーセントの消費税等相当額でお支払いをすることができます。しかし、4月1日以降に支払いを行う場合は、8パーセントの消費税等相当額となりますので、あらかじめご了承ください。

- 注意事項 ①体育施設の予約は使用する1か月前から予約が可能
②中央公民館の予約は使用する3か月前から予約が可能

⑦鞍手町総合福祉センター使用料

◆福祉センター使用料（税込み） 平成 26 年 4 月 1 日改定（単位：円）

施設名	使用料		冷暖房	照明料		
	町内	町外				
管理棟	研修室 A	430	860	210	—	
	研修室 B	210	430	100	—	
保健棟	多目的ホール	540	1,080	270	—	
	多目的室 A	210	430	100	—	
	多目的室 B	210	430	100	—	
	多目的室 C	210	430	100	—	
	健康増進室	430	860	210	—	
	栄養指導室	320	640	210	—	
	調理室（1 台）	100	210	—	—	
福祉棟	学習室	210	430	160	—	
	入館料・入場料	障害者（18 歳以上）	210	420	—	—
		障害者（18 歳未満）	100	210	—	—
		小人（小学校児童）	150	310	—	—
		大人（中学生以上 65 歳未満）	310	510	—	—
		高齢者	210	510	—	—
回数券（入館料の 12 回分を 10 回分とする）						
勤労者ふれあい棟	全室	320	640	1,080	540	
	1/3 以上 2/3 以下	210	430	1,080	270	
	1/3 以下	100	210	1,080	270	
	その他	2,160	4,320	1,080	540	
	トレーニングルーム	130	270	—	—	



*** 支払いの例 ***

- ① 総合福祉センターを 4 月 20 日に使用したい場合、3 月 20 日からインターネット、窓口で予約が可能となります。
 - ② 福祉センター窓口で支払いを行う場合、3 月 31 日までに支払いをした場合は 5 パーセントの消費税等相当額でお支払いをすることができます。しかし、4 月 1 日以降に支払いを行う場合は、8 パーセントの消費税等相当額となりますので、あらかじめご了承ください。
- 注意事項 ① 福祉センターの予約は使用する 1 か月前から予約が可能

● 注意事項

- ① 4 月 1 日以降の利用に伴う使用料で 3 月 31 日までに支払可能な使用料については、5 パーセントの消費税等相当額が加算されます。なお、3 月 31 日までに 4 月以降の予約をしている分で、支払いを 4 月 1 日以降行う場合は 8 パーセントの消費税等相当額が加算されますので、ご注意ください。
- ② 3 月 31 日までに券売機により購入したチケットについては、4 月 1 日以降の施設利用であっても、5 パーセントの消費税等相当額が適用され、そのまま使用が可能です。
- ③ インターネットでの施設予約は通常通りです。施設は 1 か月前から予約が可能です。料金については、3 月 31 日までに予約をした場合は旧の料金体系で計算を行いますのでご注意ください。
- ④ 3 月 31 日（月）は終日、システム改修作業のためインターネットからの予約が出来ませんのでご了承ください。

● 問い合わせ 詳しい内容については、社会福祉協議会または役場福祉人権課まで

町では、分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の町税外収入金に係る督促手数料及び延滞金の徴収に関し、法令又は他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、必要な事項を定めました。

また、国税の延滞税見直しに伴い、平成 26 年 1 月 1 日以降の町税等の延滞金の割合を引き下げました。改正の内容は次のとおりです。延滞金は、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納金額につき年 14.6 パーセント（当該納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については年 7.3 パーセント）の割合に乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収します。

税外収入金の徴収につき督促状を発した場合には、督促手数料として 1 通につき 100 円を徴収します。

● 問い合わせ 詳しい内容については、督促状および延滞金を発送した課までお問い合わせください。

町税等の
延滞金割合を変更